

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	障害者自立支援に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平塚市は、障害者自立支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

神奈川県平塚市長

## 公表日

令和4年5月10日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者自立支援に関する事務
②事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要)</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自立支援医療費の新規申請・更新申請の受理及び通知</li> <li>2. 自立支援医療費の支給認定変更申請の受理及び通知</li> <li>3. 他の都道府県内に居住地を移したときの届出の受理</li> <li>4. 医療受給者証の再交付申請の受理及び通知</li> <li>5. 医療受給者証の送付</li> <li>6. 医療受給者証の返還の受理</li> <li>7. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理</li> <li>8. 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理</li> <li>9. 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理</li> <li>10. 補装具費の支給申請の受理</li> <li>11. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の申請の受理</li> <li>12. 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定の変更の申請の受理</li> <li>13. 障害支援区分の認定</li> <li>14. 障害支援区分の変更の認定</li> <li>15. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定</li> <li>16. 特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給</li> <li>17. 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定</li> <li>18. 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給</li> <li>19. 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給</li> <li>20. 補装具費の支給決定</li> <li>21. 高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理</li> <li>22. 高額障害福祉サービス等給付費の支給</li> <li>23. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定</li> <li>24. 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定の変更の決定</li> <li>25. 地域生活支援事業に関する事務</li> </ol> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給</li> </ol> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他の法令による給付との調整</li> </ol> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自立支援医療費の新規申請・更新申請の受理及び通知</li> <li>2. 自立支援医療費の支給認定変更申請の受理及び通知</li> <li>3. 他の都道府県内に居住地を移したときの届出の受理</li> <li>4. 医療受給者証の再交付申請の受理及び通知</li> <li>5. 医療受給者証の送付</li> <li>6. 医療受給者証の返還の受理</li> <li>7. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理</li> <li>8. 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理</li> <li>9. 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理</li> <li>10. 補装具費の支給申請の受理</li> <li>11. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の申請の受理</li> <li>12. 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定の変更の申請の受理</li> <li>13. 障害支援区分の認定</li> <li>14. 障害支援区分の変更の認定</li> <li>15. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定</li> <li>16. 特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給</li> <li>17. 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定</li> <li>18. 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給</li> <li>19. 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給</li> <li>20. 補装具費の支給決定</li> <li>21. 高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理</li> <li>22. 高額障害福祉サービス等給付費の支給</li> <li>23. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定</li> <li>24. 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定の変更の決定</li> <li>25. 地域生活支援事業に関する事務</li> <li>26. 他の法令による給付との調整</li> </ol>

③システムの名称	福祉総合システム(障害者福祉システム) 中間サーバ 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム)
----------	---

2. 特定個人情報ファイル名	
1. 自立支援医療ファイル、2. 補装具費支給ファイル、3. 障害者総合支援ファイル、4. 障害児支援ファイル、5. 地域生活支援事業ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第84項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条第1項第1号から第8号 番号法第9条第2項及び平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条別表第1、第2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条第1項第2号及び第3号、第10条第1項第1号から第4号、第12条第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第6号及び第8号、第14条第1項第1号及び第2号、第19条第1項第1号から第6号、第27条第1項第1号及び第2号、第30条第1項第1号から第3号、第31条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号、第44条第1項第1号から第6号、第55条第1項第1号、第2号、第5号、第6号、第8号、第9号及び第10号、第59条の2の2第1項第1号から第5号及び7号から第12号  (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第108、109、110項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第1項第1号から11号、第55条の2第1項第1号から第4号、第55条の3第1項第1号から第4号 番号法第19条第8号個人情報保護委員会が規則で定めるもの
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	障がい福祉課、こども家庭課
②所属長の役職名	障がい福祉課長、こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	平塚市 市民部 市民情報・相談課 情報公開担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21-8764
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	平塚市 福祉部 障がい福祉課 地域生活支援担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21-8774

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月7日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月7日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果	

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ O ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	評価実施機関における担当部署 ①部署	障がい福祉課	障がい福祉課、こども家庭課	事後	しきい値判断項目の対象人数及び取扱者数において、当初よりこども家庭課で取り扱う人数も計上していたため、しきい値判断に影響はない。
平成28年4月28日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 岩崎 浩臣	障がい福祉課長 岩崎 浩臣、こども家庭課長 瀬戸 雅史	事後	しきい値判断項目の対象人数及び取扱者数において、当初よりこども家庭課で取り扱う人数も計上していたため、しきい値判断に影響はない。
平成29年4月28日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 岩崎 浩臣、こども家庭課長 瀬戸 雅史	障がい福祉課長 武井 悟、こども家庭課長 瀬戸 雅史	事後	人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年4月27日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第16、26、56の2、87、116項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第8、11、16、20、26、56の2、57、108、116項)	事後	法令に変更があったため。
平成30年4月27日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 武井 悟、こども家庭課長 瀬戸 雅史	障がい福祉課長 武井 悟、こども家庭課長 吉澤 達夫	事後	人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年10月31日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第8、11、16、20、26、56の2、57、108、116項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116項)	事後	法令に変更があったため。
令和2年2月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1項第1号、第2号、第5号、第6号及び第8号	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第6号及び第8号	事後	記載漏れによる変更。
令和2年2月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月27日 時点	令和2年2月7日 時点	事後	評価の再実施に係る記載の変更。
令和2年2月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月27日 時点	令和2年2月7日 時点	事後	評価の再実施に係る記載の変更。
令和2年5月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1項第1号、第2号、第5号、第6号及び第8号	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第6号及び第8号	事後	記載漏れによる変更。 令和2年2月13日付けで変更した同内容が、評価書本文にて変更されていないため。
令和3年5月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1(第84項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条第1項第1項第1号から第8号	番号法第9条第1項 別表第1(第84項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条第1項第1項第1号から第8号 番号法第9条第2項及び平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条別表第1、第2	事後	記入漏れによる変更
令和3年5月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条第1項第1号、第2号及び第5号 第59条の2第1項第1号から第5号	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号 第59条の2の2第1項第1号から第5号 番号法第19条第8号個人情報保護委員会が規則で定めるもの	事後	法令に変更があったため 記入漏れによる変更
令和3年11月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116項)	事後	法令に変更があったため
令和3年11月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第108、109、110項)	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第6号 別表第2(第108、109、110項)	事後	法令に変更があったため
令和4年4月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条第1項第2号及び第3号、第10条第1項第1号から第4号、第12条第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第6号及び第8号、第14条第1項第1号及び第2号、第19条第1項第1号から第6号、第27条第1項第1号及び第2号、第30条第1項第1号から第3号、第31条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号、第44条第1項第1号から第6号、第55条第1項第1号、第2号、第5号、第6号、第8号、第9号及び第10号、第59条の2の2第1項第1号から第5号	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条第1項第2号及び第3号、第10条第1項第1号から第4号、第12条第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第6号及び第8号、第14条第1項第1号及び第2号、第19条第1項第1号から第6号、第27条第1項第1号及び第2号、第30条第1項第1号から第3号、第31条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号、第44条第1項第1号から第6号、第55条第1項第1号、第2号、第5号、第6号、第8号、第9号及び第10号、第59条の2の2第1項第1号から第5号及び7号から第12号	事後	法令に変更があったため